

小規模保育事業A型の  
認可に係る  
申請書及び添付書類

平成27年6月22日

青森市長 様

法人名  
住所  
代表者氏名 印

家庭的保育事業等の認可申請書

児童福祉法第34条の15第2項の家庭保育事業等の認可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 名称、種類及び位置

- (1) 名称
- (2) 種類
- (3) 位置

2 建物その他設備の規模及び構造（図面は別添）

- (1) 建築工事 新築 改築 増築 用途変更  ( )
- (2) 建物（居宅訪問型事業を除く。）

項目	摘要	備考
建物と屋外遊 戯場又は庭の 位置関係	<input type="checkbox"/> 同一敷地内 <input type="checkbox"/> 代替地 (代替地： )	家庭的保育：庭 小規模保育：屋外遊戯場 事業所内保育：屋外遊戯場
建物の構造	①構造 _____ 造 ②階数 平屋 ・ _____ 階建 ③耐火構造 (耐火建築物・準耐火建築物・その他)	建物の建築確認通知書及 び検査済証の写しを添付 すること。
建物の利用 形態	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 賃貸借 (期間 年) <input type="checkbox"/> その他 ※賃貸借の場合 貸主： 賃料： 円/月額	建物の登記簿謄本又は使 用の権利を証する書類(貸 主が信用力の高い主体で あり安定的な事業の継続 性が確保できることを説 明した書類含む。)を添付 すること。

(3) 土地（居宅訪問型事業を除く。）

・土地の利用形態について [  自己所有  賃貸借（      年）  その他 ]

※賃貸借の場合 貸主：

賃料：                      円／月額

※土地の登記簿謄本又は使用の権利を証する書類（貸主が信用力の高い主体であり安定的な事業の継続性が確保できることを説明した書類含む。）を添付すること。

(4) 面積関係

項目	摘要	備考
建物の建築面積 (延べ面積)	m <sup>2</sup> (      m <sup>2</sup> )	次の書類を添付すること。 ①施設の案内図・配置図 ②建物の各階平面図・立面図 ③建物内外主要部分の写真
屋外遊戯場又は 庭の面積	m <sup>2</sup>	次の書類を添付すること。 ①公図②所在図③地積測量図
そ の 他	m <sup>2</sup>	

(5) 設備

室・設備の名称	室数	設置階	延床面積	備考
乳児室	室		m <sup>2</sup>	・2階以上に設置する場合は、「施設設備調書(様式第6号、様式第7号、様式第8号)」を作成し提出すること。
ほふく室	室		m <sup>2</sup>	
乳児室兼ほふく室	室		m <sup>2</sup>	
小計	室		m <sup>2</sup>	
保育室	室		m <sup>2</sup>	・2階以上に設置する場合は、「施設設備調書(様式第6号、様式第7号、様式第8号)」を作成し提出すること。
遊戯室	室		m <sup>2</sup>	
保育室兼遊戯室	室		m <sup>2</sup>	
小計	室		m <sup>2</sup>	
専用の部屋	室		m <sup>2</sup>	※家庭的保育事業のみ
専用の区画	室		m <sup>2</sup>	※居宅訪問型事業のみ
医務室	室		m <sup>2</sup>	
事務室	室		m <sup>2</sup>	
職員休憩室	室		m <sup>2</sup>	
調乳室	室		m <sup>2</sup>	
沐浴室	室		m <sup>2</sup>	
小計	室		m <sup>2</sup>	
調理設備 (調理室)  調理場所 <input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 連携施設等 <input type="checkbox"/> 調理室	室		m <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する部分にチェックを入れること。</li> <li>・「自園調理」にチェックを入れた場合は、「調理設備の概要調書(様式第9号)」を作成し提出すること。</li> <li>・「連携施設等」にチェックを入れた場合は、「連携施設等からの給食搬入実施に関する調書(様式第10号)」を作成し提出すること。</li> <li>・調理は予め作成された献立によって行うこと。</li> </ul>
便所	箇所	<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階以上	m <sup>2</sup>	・設置階にチェックを入れること。
その他	室		m <sup>2</sup>	内訳:
合計			m <sup>2</sup>	

3 事業の運営についての重要事項に関する規程

4 経営の責任者の氏名及び経歴

5 福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴

6 収支予算書

7 事業開始の予定年月日

平成 年 月 日

(追加資料)

施設名：\_\_\_\_\_

○利用定員について

(単位：人)

	年 齢		合 計
	満 1 歳未満	満 1 歳以上	
人 数			

○開所日・休所日・開所時間・保育標準時間・保育短時間について

開所日	日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土
休所日	
開所時間	時 分 ～ 時 分
保育標準時間	時 分 ～ 時 分
保育短時間	時 分 ～ 時 分

家庭的保育事業等の設置についての認可申請書の添付書類

根拠等	添付書類	小規模保育事業			家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	申請者 確認欄
		A型	B型	C型				
職員配置・職員 資格に関する 書類	職員職務分担表（様式第2号）	○	○	○	○	○	○	
	職員名簿（様式第3号）	○	○	○	○	○	○	
	履歴書・保育士証等の写し	○	○	○	○	○	○	
	嘱託医の同意書	○	○	○	○	○	×	
	誓約書（様式第4号）	○	○	○	○	○	○	
	保育室別児童数・保育士数 適合調書（様式第5号）	○	○	○	○	○	○	
施設・設備に関 する書類	建物の登記簿謄本又は使用の権利を証明する書類	○	○	○	○	○	×	
	土地の登記簿謄本又は使用の権利を証明する書類	○	○	○	○	○	×	
	施設の案内図・配置図	○	○	○	○	○	○	
	建物の各階平面図・立面図	○	○	○	○	○	○	
	建物内外主要部分の写真	○	○	○	○	○	○	
	公図・所在図・地積測量図	○	○	○	○	○	×	
	消防計画書の写し（避難訓練計画等）	○	○	○	○	○	×	
	消防用設備等検査済証の写し	○	○	○	×	○	×	
	建築確認通知書及び検査済証の写し	○	○	○	○	○	○	
	施設設備調書（保育室等を2階に設置する場合） （※）（様式第6号）	○	○	○	×	○	×	
	施設設備調書（保育室等を3階に設置する場合） （※）（様式第7号）	○	○	○	×	○	×	
	施設設備調書（保育室等を4階以上に設置する 場合）（※）（様式第8号）	○	○	○	×	○	×	
	調理設備の概要調書（様式第9号）	○	○	○	○	○ (保育所型は×)	×	
連携施設等からの給食搬入実施に関する調書 （※）（様式第10号）	○	○	○	○	○	×		

根拠等	添付書類	小規模保育事業			家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	申請者 確認欄
		A型	B型	C型				
	調理業務委託契約書の写し (※)	○	○	○	○	○	×	
	受託事業者の営業許可証の写し (※)	○	○	○	○	○	×	
設置経営主体 に関する書類	経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員 の氏名及び経歴	○	○	○	○	○	○	
	収支予算書	○	○	○	○	○	○	
	過去3年の決算書の写し (法人が設置の場合)	○	○	○	○	○	○	
	法人格を有する証明書 (履歴事項全部証明書)	○	○	○	○	○	○	
	法人の定款等	○	○	○	○	○	○	
	地域型保育事業開始を議決した理事会等の議事 録の写し (※)	○	○	○	○	○	○	
	経営者 (法人の場合はその役員等を含む。) が欠 格事由者でないと確認できる書類 (身分証明書)	○	○	○	○	○	○	
	所得税確定申告書の写し等 (個人が設置の場合)	○	○	○	○	○	○	
管理・運営に関 する書類	職員の研修計画 (様式第11号)	○	○	○	○	○	○	
	職員及び児童の健康診断計画 (様式第12号)	○	○	○	○	○	○ (職員のみ)	
	措置及び対策に関する調書 (様式第13号) (衛生管理に関する措置、給食の提供方法、虐 待防止の措置、秘密保持等の対策、苦情対応に 係る措置)	○	○	○	○	○	○	
	医薬品一覧及び管理方法 (様式第14号)	○	○	○	○	○	×	



根拠等	添付書類	小規模保育事業			家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	申請者 確認欄
		A型	B型	C型				
	保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態の管理方法	×	×	×	×	×	○	
	事業所の設備及び備品の衛生的な管理方法	×	×	×	×	×	○	
	事業の運営についての重要事項に関する規程 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の目的及び運営の方針</li> <li>・ 提供する保育の内容</li> <li>・ 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>・ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</li> <li>・ 保護者から受領する費用の種類、支払を 求める理由及びその額</li> <li>・ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</li> <li>・ 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に 関する事項及び利用に当たっての留意事項</li> <li>・ 緊急時等における対応方法</li> <li>・ 非常災害対策</li> <li>・ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>・ その他家庭的保育事業等の運営に関する 重要事項</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	
施設整備・運営 の資金等に関 する書類	残高証明書（社会福祉法人は除く。土地・建物を賃借していない場合には①のみ、賃借している場合には①・②を合計した金額以上である必要あり。）（※）	○	○	○	○	○	○	
	1ヶ月分の事業費（運営費）の見込額①（社会福祉法人は除く。）（※）	○	○	○	○	○	○	
	「年間の賃借料」＋「300万円」についての 計算書②（土地・建物を賃貸借している場合。）	○	○	○	○	○	○	

根拠等	添付書類	小規模保育事業			家庭的 保育事業	事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業	申請者 確認欄
		A型	B型	C型				
	ただし社会福祉法人は除く。) (※)							
	施設整備（建設）に係る契約書の写し・見積書 （建設中の場合） (※)	○	○	○	○	○	○	
	施設整備費用の借入金の償還計画書及び借入金 残高証明書（建設費用を借入している場合） (※)	○	○	○	○	○	○	
	「賃借料は、地域の相場より低め」であることを 示す書類（土地・建物を賃貸借している場合。） (※)	○	○	○	○	○	○	
	賃借料の財源として安定的に賃借料を支払い得 る財源があることを示すもの（土地・建物を賃 貸借している場合。残高証明書及び予算書に替 えることを可とする。） (※)	○	○	○	○	○	○	
その他	連携施設との協定書又は連携施設を確保できな い理由書	○	○	○	○	○ (保育所型は×)	×	

(※) は必要な事業者のみ提出

※必要に応じて、上記のほかに、追加資料の提出を求める場合があります。

平成 年度 職員職務分担表

職名	氏名	職務分担事項	備考
責任者			
保育士			
家庭的保育者			
調理員			
嘱託医			



## 誓約書

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項の規定に基づく家庭的保育事業等の認可申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 申請者（法人の場合はその役員等を含む。）が、児童福祉法第34条の15第3項第4号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルに掲げる基準に該当しないこと。
- 2 青森市子どもの権利条例（平成24年青森市条例第73号）の基本的な考え方を踏まえつつ、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うこと。
- 3 設置者及び職員は、暴力団員（青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないこと。
- 4 利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないこと。
- 5 職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に影響を与える行為をしないこと。
- 6 家庭的保育事業者等は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用しないこと。
- 7 家庭的保育事業者等は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況その他の当該家庭的保育事業所等の設備及び運営に関する事項を明らかにする帳簿書類を作成し、これを保存すること。

平成 年 月 日

青森市長 様

〔設置者（法人）の所在地〕  
住 所

〔設置者（法人）の名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）  
氏 名 \_\_\_\_\_ ⑩

生年月日（大正・昭和・平成） 年 月 日

(参考)

児童福祉法（抄）

第34条の15 略

2 略

3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があったときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。）によって、その申請を審査しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び第35条第5項第4号において「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の原因となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第4号ホにおいて同じ。）が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の原因となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすること

が相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

へ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があった場合において、申請者が、への通知の日前60日以内に当該申請に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

4～7 略

様式第5号

保育室別児童数・保育士数 適合調書

室名 乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室等（添付図面上の名称に合わせて記載）	認可を受ける事業所の面積等	最低基準面積の計算等					
		その部屋で保有する乳幼児数					最低基準上、必要とされる面積等 (A)×(B)
		0歳児	1歳児	2歳児	計(A)	必要面積(B)	
家庭的保育事業							
専用の部屋	m <sup>2</sup>					3.3 m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>
庭	m <sup>2</sup>					3.3 m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>
小計（庭除く）	m <sup>2</sup>	人	人	人	人		m <sup>2</sup>
小規模保育事業（A・B型）							
乳児室又はほふく室	m <sup>2</sup>					3.3 m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>
保育室又は遊戯室	m <sup>2</sup>					1.98 m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>
屋外遊戯場 等	m <sup>2</sup>					3.3 m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>
小計（屋外遊戯場等除く）	m <sup>2</sup>	人	人	人	人		m <sup>2</sup>
小規模保育事業（C型）							
乳児室又はほふく室	m <sup>2</sup>					3.3 m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>
保育室又は遊戯室	m <sup>2</sup>					3.3 m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>
屋外遊戯場 等	m <sup>2</sup>					3.3 m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>
小計（屋外遊戯場等除く）	m <sup>2</sup>	人	人	人	人		m <sup>2</sup>
居宅訪問型保育事業							
保育所型事業所内保育事業							
乳児室又はほふく室	m <sup>2</sup>					3.3 m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>
保育室又は遊戯室	m <sup>2</sup>					1.98 m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>
屋外遊戯場 等	m <sup>2</sup>					3.3 m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>



小計(屋外遊戯場等除く)	m <sup>2</sup>	人	人	人	人		m <sup>2</sup>
小規模型事業所内保育事業							
乳児室又はほふく室	m <sup>2</sup>					3.3 m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>
保育室又は遊戯室	m <sup>2</sup>					1.98 m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>
屋外遊戯場 等	m <sup>2</sup>					3.3 m <sup>2</sup> /人	m <sup>2</sup>
小計(屋外遊戯場等除く)	m <sup>2</sup>	人	人	人	人		m <sup>2</sup>

保育士等必要数	保育士等配置数
<p>○家庭的保育事業</p> <p>家庭的保育者 0・1・2歳児 人 / 3 = 人 (小数点第2位を切捨て)・・・①            家庭的保育者+家庭的保育補助者 0・1・2歳児 人 / 5 = 人 (小数点第2位を切捨て)・・・②            必要数：①+②= _____人 (小数点第1位を四捨五入)</p> <p>(※1) 家庭的保育者：市が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者            (※2) 家庭的保育補助者：市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であって、家庭的保育者を補助するもの</p>	<p>家庭的保育者 人            家庭的保育補助者 人</p>
<p>○小規模保育事業(A型)</p> <p>0歳児 人 / 3 = 人 (小数点第2位を切り捨て)・・・③            1・2歳児 人 / 6 = 人 (小数点第2位を切り捨て)・・・④            ③+④= _____人 (小数点第1位を四捨五入)            必要数(上記の数に1人を加えた数)： _____人</p> <p>(※1) すべて保育士            (※2) 保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>保育士 _____人            (保育士のみなし <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無)            (うち常勤換算 _____人)</p>

<p>○小規模保育事業（B型）</p> <p>0歳児 人 / 3 = 人（小数点第2位を切り捨て）・・・⑤  1・2歳児 人 / 6 = 人（小数点第2位を切り捨て）・・・⑥  ⑤+⑥= 人（小数点第1位を四捨五入）  必要数（上記の数に1人を加えた数）： _____人</p> <p>（※1）半数以上は保育士（それ以外の者は、その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者とする。家庭的保育者又は家庭的保育補助者については、条例施行日から5年間、保育士その他保育に従事する職員とみなす。）  （※2）保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>保育士 人  その他 人  （保育士のみなし <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無）  （うち常勤換算 _____人）</p>
<p>○小規模保育事業（C型）</p> <p>家庭的保育者 0・1・2歳児 人 / 3 = 人（小数点第2位を切捨て）・・・⑦  家庭的保育者+家庭的保育補助者 0・1・2歳児 人 / 5 = 人（小数点第2位を切捨て）・・・⑧  必要数：⑦+⑧= _____人（小数点第1位を四捨五入）</p> <p>（※1）家庭的保育者：市が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者  （※2）家庭的保育補助者：市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するもの</p>	<p>家庭的保育者 人  家庭的保育補助者 人  （うち常勤換算 _____人）</p>
<p>○居宅訪問型保育事業 家庭的保育者1人に対して、乳幼児の数は1人</p> <p>※家庭的保育者：市が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者</p>	<p>家庭的保育者 人</p>
<p>○保育所型事業所内保育事業</p> <p>0歳児 人 / 3 = 人（小数点第2位を切り捨て）・・・⑨  1・2歳児 人 / 6 = 人（小数点第2位を切り捨て）・・・⑩  ⑨+⑩= 人（小数点第1位を四捨五入）  必要数（上記の数に1人を加えた数）： _____人</p> <p>（※1）すべて保育士  （※2）保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>保育士 人  （保育士のみなし <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無）  （うち常勤換算 _____人）</p>

○小規模型事業所内保育事業

0歳児 人 / 3 = 人 (小数点第2位を切り捨て)・・・⑪  
 1・2歳児 人 / 6 = 人 (小数点第2位を切り捨て)・・・⑫  
 ⑪+⑫= 人 (小数点第1位を四捨五入)  
 必要数 (上記の数に1人を加えた数)： \_\_\_\_\_人

- (※1) 半数以上は保育士 (それ以外の者は、その他保育に従事する職員として市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者とする。家庭的保育者又は家庭的保育補助者については、条例施行日から5年間、保育士その他保育に従事する職員とみなす。)  
 (※2) 保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

保育士 人  
 その他 人  
 (保育士のみなし 有 無)  
 (うち常勤換算 人)

※1：保育士等配置数について、非常勤職員は常勤換算値により算定する (小規模保育事業、事業所内保育事業のみ)。

※2：非常勤職員を必要とする職員数の一部に充てる場合の条件は、次のとおりとする。

- ①常勤の保育に従事する者が各組や各グループに1名以上 (乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上) 配置されていること。
- ②常勤の保育に従事する者に代えて非常勤の保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること

常勤換算値を算出するための算式

常勤換算値	＝	$\frac{\text{常勤職員以外の保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計}}{\text{就業規則等で定める常勤職員の1か月当たりの勤務時間数}}$	※小数点第1位を四捨五入
-------	---	---	--------------

施設設備調書（保育室等を 2 階に設置する場合）

（確認事項）

項目	内 容	確認欄
1	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止するための柵等の設備が設けられていること。	
2	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 条の 3 に規定する準耐火建築物であること。	
3	常用の屋内階段又は屋外階段が設けられていること。	
4	<p>次に掲げる避難用の設備のうち<u>いずれか 1 以上</u>の設備が設けられていること。</p> <p>① 屋内階段（建築基準法上の避難階段及び特別避難階段）</p> <p>② 待避上有効なバルコニー</p> <p>③ 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又は非常用の滑り台</p> <p>④ 屋外階段</p>	

- ※ 1 施設の状況について、項目ごとに内容に適合しているか確認すること。
- ※ 2 確認後、確認欄に○を付し、項目 4 については該当する番号を記入すること。
- ※ 3 各項目について証明する写真や書類等の写しを添付すること。

## 施設設備調書（保育室等を3階に設置する場合）

(確認事項)

項目	内 容	確認欄
1	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止するための柵等の設備が設けられていること。	
2	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9条の3に規定する準耐火建築物であること。	
3	常用の屋内階段又は屋外階段が設けられていること。 ・屋内階段は建築基準法上の避難階段又は特別避難階段であること	
4	次に掲げる避難用の設備のうち <u>いずれか1以上</u> の設備が設けられていること。 ① 屋内階段（建築基準法上の避難階段又は特別避難階段） ② 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ③ 屋外階段	
5	項目2及び3に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から当該設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。	
6	調理設備に次に掲げる設備のうち <u>いずれか1以上</u> の設備が設けられていること。 ① 調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されるとともに、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 ② スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ③ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	
7	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。	
8	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	
9	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	

※1 施設の状況について、項目（項目4及び6については、該当する番号を記載してください。）ごとに内容に適合しているか確認すること。

※2 確認後、確認欄に○を付すこと。

※3 各項目について証明する写真や書類等の写しを添付すること。

## 施設設備調書（保育室等を 4 階以上に設置する場合）

(確認事項)

項目	内 容	確認欄
1	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止するための柵等の設備が設けられていること。	
2	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 条の 3 に規定する準耐火建築物であること。	
3	常用の屋内階段又は屋外階段が設けられていること。 ・屋内階段は建築基準法上の避難階段又は特別避難階段であること ・屋外階段は建築基準法上の屋外避難階段であること	
4	次に掲げる避難用の設備のうち <u>いずれか 1 以上</u> の設備が設けられていること。 ① 屋内階段（建築基準法上の避難階段で次の条件を満たすもの又は特別避難階段） ・ 1 階から保育室等が設けられている階までの部分について、屋内と階段室とが、バルコニー又は付室を通じて連絡していること ・バルコニー又は付室には外気に向かって開くことのできる窓又は排煙設備（特別避難階段に設置するものその他有効に排煙できるもの）を有すること ・階段室・バルコニー・付室は開口部・窓・出入り口を除き耐火構造の壁で囲むこと ・階段室及び付室の天井・壁の室内面は、下地・仕上げを不燃材料ですること ・屋内からバルコニー又は付室に通じる出入り口は特定防火設備とすること ・バルコニー又は付室から階段室に通じる出入り口は防火設備とすること ② 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ③ 屋外階段（建築基準法上の屋外避難階段）	
5	項目 2 及び 3 に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から当該設備に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。	
6	調理設備に次に掲げる設備のうち <u>いずれか 1 以上</u> の設備が設けられていること。 ① 調理室の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されるとともに、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 ② スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ③ 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	
7	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。	
8	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。	
9	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。	

※ 1 施設の状況について、項目（項目 4 及び 6 については、該当する番号を記載してください。）ごとに内容に適合しているか確認すること。

※ 2 確認後、確認欄に○を付すこと。

※ 3 各項目について証明する写真や書類等の写しを添付すること。

## 調理設備の概要調書

家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業及び保育所型事業所内保育事業を除く）に  
設置する調理設備の概要

※調理設備の概要がわかる資料（写真等）を添付すること。





## 職員の研修計画

### 1 目的

### 2 研修の主な内容

(1) 家庭的保育事業所等の管理者

(2) 保育士等

(3) その他の職員

### 3 研修の実施方法

平成 年度 研修計画表

	研修内容等	研修実施機関	対象職員
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

職員及び児童の健康診断計画

〇〇〇

目的

平成 年度 健康診断計画表

	健診内容等	実施機関	対象者

## 措置及び対策に関する調書

平成 年 月 日現在

- 1 利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的に管理し、その他衛生上必要な措置の概要

(衛生的に管理する方法、措置の概要等)

- 2 給食の提供方法について

(献立の配付周期(半月・1か月単位等)、利用乳幼児のアレルギー等の状況把握又は食育の実施等、給食の提供方法に関する事項)

※予め定められた献立によって調理が行われるよう、計画を作成すること。

- 3 虐待の防止のための措置(「運営についての重要事項に関する規程」をもって代えることができる。)

(研修の実施予定、雇用契約に条項を設ける等、措置の概要)

4 職員又は職員であった者が正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らすことがないよう講じる必要な措置の概要

(研修の実施予定、雇用契約に守秘義務を課する条項を設ける等、措置の概要)

5 利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために講じる措置の概要

(受付窓口の開設時間、苦情受付担当者、苦情解決責任者等の設定、苦情解決の手順等)

※上記の措置の内容に、苦情を受け付けた場合に当該苦情の内容等を記録することを含めること。

